

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年7月1日(木) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (42名)

会 長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
		10番	末光 亨
11番	清家 儀三郎		
13番	谷本 宏明	14番	玉木 邦英
15番	土居 喜三郎	16番	冨永 文夫
		18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光		

最適化推進委員

		2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
		22番	和田 恵子

4. 欠席委員 (4名)

農業委員 12番 竹葉 邦政

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	21番	吉見 一弥
23番	渡邊 鉄雄		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

18番	藤岡 功	21番	薬師寺 悦子
-----	------	-----	--------

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について
 報告第3号 農地法第6条の2第1項の規定による報告について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
 通知について
 報告第5号 諸証明について
 報告第6号 農地転用確認交付申請書について
 報告第7号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
 報告第8号 農地法第4・5条許可（令和3年5・6月定例総会分）について
 （令和3年5月15日～令和3年6月15日までの事務局処理事案）
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 宇和島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用
 地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員21名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年7月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

皆さんこんにちは。梅雨の晴れ間も少しでございまして、また雨が降り出しました。

静岡の方は線状降水帯、沖縄もそうですがかかったようでして、大変な雨が降っているようでございます。宇和島市も平成30年の折にはその憂き目にあった訳でございますけれども、日本国中が災害にあわないように、そして良い農産物が出来るように祈っているばかりでございます。

さて、話題はコロナワクチンの関係なのですが、ワクチンの関係で先月と先々月の総会は農業委員16名、15名と少ない人数で開催いたしました。本日はこの様に大勢お集まりで開催できるという事を大変うれしく思っております。

この中にはコロナのワクチン接種を終わらせた方も居るんじゃないかと思っております。東京の方は大変な数がまた増えておりました昨日は700人を越すという状況で、オリンピックの方にも影響しそうな状況でございますが、愛媛県の方は比較的落ち着いているという状況で、一安心でございます。

ワクチンまでもう少しでございますので皆様もコロナにかからない様に十分に警戒をしていただき、手洗い、うがい等に気をつけて実施していただいたらという風に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、6月25日の全国農業新聞の方にですが、農地パトロールを効率的にという事で、ドローンの事が書いてありました。奇しくも前日24日に和田農林課長にお願いをいたしまして、三間支所の須藤さんがオペレーターになっていただきましてドローンを喜佐方の東蓮寺ダム周辺で飛ばしました。実際にドローンの撮影した映像を見たら非常に綺麗に撮れているという事を確認いたしました。

昨日、副市長の方にドローンを飛ばせないかという話もいたしました。農業委員会で年中使うなら、とは言われたのですが、その様な時間も人員もありませんので、出来れば市の方に今あるドローンを使いながら農地パトロール等に生かしていければという風に思っております。

まあこれも農地の方で農林課と農業委員会だけでなく農道の維持管理、市道の維持管理、また防災対策等々に広く利用が出来る訳でございますが、昨日も農業会議の総会がございまして、その折に毛利局長の方にドローンはどうにかならないかと相談したらですね、農林省の方もその様に幅広く使える農業だけの利用じゃない汎用性があるので、農林水産省の方から中々予算を獲得しづらいという事でございます。と申しましても住民は一つでございますので、市の方にまたお願いをいたしまして、色々な使い方が出来るから是非とも資料的にそういうものを残せないかという事で、今話をしておりますので、また色々な要望が皆さんからございましたらそれを挙げていって、ちゃんとしたという風に思っておりますので、その点ご協力をお願いしたいと思います。

それから私も会長になって半年以上過ぎた訳でございますが、時間がある時には農業委員会の方に出向いて色々な事をしている訳ですが、その中で色々な会議、充職と言うのが多くございまして、その点無償で出ると言うことが多い。私だけならまだ良いのですけれども委員さんの方も出ないといけない、出来たら費用弁償も付けよという話もしたのですが、一部の会議におきましては総会の前後でやれるようにしたいという回答を頂いておりますし、出来るだけ皆さんの方に負担がかからないような状況にしたいという風に思っております。

先般も会議があった訳ですが、その折に出ていただいた委員さんにつきましては活発

な意見を出していただきました。そうやって普段思っている事を言っていたら市も県も本気になって言葉を聞いていただきましたので、出た折にはなるべく発言をしていただいてそれを宇和島市、また県の農政に生かすようにしていきたい、していただきたいという風に思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、国の方は農地利用最適化交付金の指導をしております。出来たら費用弁償だけでもいう事がございまして、先般、全国大会がオンラインであったのですが、熊本の合志市は、最適化交付金として一人当たり231,000円が出ております。

それから県内ですが報酬につきましても宇和島市の方は安いという事で、まあこれも改善できないかという風に動いて参りたいと思っております。一番高い所です、会長が新居浜市で年間752,400円、農業委員で504,000円と出ております。それから松山市で498,000円という事で11の市の中で宇和島市は下から数えた方が早いという風な状況になっております。面積の方は4番目にある訳ですけども、そういう風な事もありますので、出来るだけ皆さんが誇りを持って農業委員会の活動に参加出来るような立場とそれなりの対応をキチンとまとめて行きたいなと思っております。

また皆さんも色々な意見があろうかと思ひますので、そういう意見がありましたらどんどんと私なり事務局の職員の方にも言っていただければと思っております。大変な仕事でございまして、また一緒にやっていただきたいという風に思っております。

また農地パトロールが迫っておりますので、効率的にやれるような案がございましたら事務局の方にでもまた言っていただければ、来年度はもっと改善する様な形でやっていきたいと思ひますので、お気づきの点がありましたらまた言っていただいたらという風に思っております。

久しぶりですが重要な案件が揃っております。十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。今月は農業委員の竹葉委員、推進委員の吉見委員、渡邊委員が所要のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に藤岡委員、薬師寺委員を指名いたします。

まず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第8号までの報告がありました。何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《赤松俊雄委員》

27番、〇〇〇〇さんは新規就農者です。24歳とまだ若いんです。△△△△の試験場に来ていただいて経営を学びまして、今、親の□□□□さんから土地を譲り受けまして一生懸命頑張っている次第でございます。

続いて28番、〇〇〇〇さんは46歳、柑橘はハウスミカンを中心に20年頑張っています。△△△△さんが農業者年金を貰うために隠居しまして、□□□□さんに移譲しました。

《森委員》

29番、新規就農で〇〇〇〇さんから息子さんの△△△△さんに経営を移しました。試験場で1年間勉強して熱心に農業を営んでおられます。

30番、これは□□□□さんのお孫さんが◇◇◇◇さんの住宅を購入した際に、それに隣接する畑を買ってくれという事で、お爺さんが農業をやっていますので樹園地を買いました。〇〇〇〇さんは高齢ですけれども、細々とミカンを作っていますがお孫さんもおりますので問題ないと思います。

《小清水委員》

31番。32番についてご説明いたします。

〇〇〇〇さんは譲渡人でございますが、この方は△△△△さんの次男でございます。〇〇〇〇の方で仕事をされております。先般この□□□□さんと長男の◇◇◇◇さんが続いてお亡くなりになりました。

〇〇〇〇さんは米の方を手広く生産、販売をやられた訳でございますが、農業機械等の借金がございまして、今回□□□□の手続きになった訳でございます。△△△△さんの方から私の所に連絡がありまして、土地の方の処分についてちょっと力を貸し

ていただけないかと言う事で、□□□□さんの土地につきまして全部見て回った訳でございしますが、31番の◇◇◇◇さんの土地につきましては、生前から〇〇〇〇さんの方が作られておりました。この土地だけは△△△△さんが引き続いて作るという事で売買になっております。

後の土地につきましては□□□□さんが親戚になりますので、◇◇◇◇の方が全部引き受けるという事で、この度売買になりました。問題ないと思います。

《谷本委員》

32番、33番の案件についてご説明いたします。

〇〇〇〇さんは△△△△さんと親子関係でございまして、法人を清算するという事で、その時に息子の□□□□さんに一部を所有権移転したいと言う事でありまして。何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

34番、〇〇〇〇さんと△△△△君は所有権移転で親子であります。何ら問題ないと思います。

35番、□□□□さんと◇◇◇◇さんは双方合意による土地の交換であります。何ら問題ないと思います。

36番〇〇〇〇さんと△△△△さんは双方合意による土地の交換であります。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。7番について説明いたします。〇〇〇〇さんと外2名の土地を△△△△が譲受けて共同住宅を建てるという申請です。この案件につきましては6月28日に会長、他関係者にて現地調査を行なっております。この農地の転用で周囲に被害がないと考えております。

8番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて、宅地の拡張をするものであります。この案件につきましても6月28日に会長、他関係者にて現地調査をしております。この土地は譲渡人である□□□□さんが一体利用地の一部であると勘違いをして既に譲り渡しており、◇◇◇◇さんは住宅を完成させ居住しております。始末書も提出されており問題ないと考えております。

《廣見委員》

失礼します。9番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは現在、借家住まいをされ土地を買って家を建てたいと土地を探しておりました所、△△△△さんの畑を買う事となり所有権移転となりました。

先日6月28日に小清水会長、事務局、関係者で現地調査をしました。この地区は国土調査も終わっており境界は問題もなく、排水等もしっかりとしており何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

はい。失礼いたします。7番の写真をもう一回見せていただけますか。

説明の場所が一部違反転用されている様に見えるのですが、駐車場になっている所も含まれるんですよね。その確認なのですが。

《 会 長 》

事務局お願いします。

《濱田係長》

失礼します。井上委員さんがおっしゃられるとおりですね、今、手前に見える駐車場は賃貸駐車場になっているのですが、こちらの方の始末書は提出を頂いております。

《井上委員》

分かりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の農振整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の変更の要件を満たしており、今回の変更はやむを得ないと事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《黒田委員》

番号1番についてご説明いたします。先程の写真のスライドにあったように現況では不作付地の状態になっておりますので草はこの状態ですが、接道している部分、地図にあります所、ここは〇〇〇〇があるのですが、その真南に当たる所に柿の木が数本植わっており、そこに防災用と思われる池がございます。その南側を全体で申請者の資材置場ということです。位置図の一番南側の黒い所ですが、写真の赤枠の所が農振であったという事でございます。農業振興地域整備計画は農林課の方で所管

されているという事でございますが、農業委員会の委員といたしまして現地の確認におきましては、ここに書いておりますように周辺農地にも農業上の利用に問題はないと農林課の方もおっしゃっておりますので、今後は水利関係者や、それから営農作業上の混乱はないだろうという判断をいたしました。

農業振興地域整備計画の変更についてはこれで良いんだろうと思っております。

《富永委員》

2番、宇和島農業振興地域の除外申請で、地区は〇〇〇〇なのですが、集会所の近くでその土地に関しては障害者用の福祉施設の移転に伴う除外申請という事で、協力員の方からちょっと話を聞く所によると、2年程前からそういう話が挙がっていて、色々質問して良い事なのですがという事が分かりました。それに際して農業用水路の確保とか、排水路の確保、それとそれに伴う今雑種地になっているのですが、草が生えて困るという事で、その点についても関係者に協力をしてもらおうというという事で、問題がない様に話し合いをされてますので、大丈夫じゃないかと思えます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議いたします。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。

よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《土居喜三郎委員》

60番について説明いたします。利用権設定を受ける〇〇〇〇さんは、設定をする△△△△さんと親戚関係にあり、□□□□さんは熱心に農業をされており何ら問題はないと思います。

《森委員》

61番、62番ですが〇〇〇〇さんから△△△△さん。□□□□さんは熱心な方で、更新でありますし、何ら問題はないと思います。

63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番、これ全部水稻で更新の時期でありまして、皆さん高齢であったりまた規模が小さいのであんまり稲作に熱心じゃない方が多くなりまして◇◇◇◇さんが請け負った形です。

〇〇〇〇さんは他の水田も地元の水田も沢山請け負っていて、大変熱心な方なので何ら問題ないと思います。

70番、これは柑橘で坂井さんから△△△△さんへ、□□□□さんはミカンも大変熱心で何ら問題ないと思います。

《河野委員》

71番について説明いたします。更新という事でありまして。

これまでも借り受けていました〇〇〇〇さんは熱心に丁寧な仕事をされていますので何ら問題はないと思います。

《山本豊紀委員》

72番ですが、これも更新ですのでこれまでの実績から考えまして、問題はないと思います。

《小清水委員》

73番につきましては〇〇〇〇さんの土地を□□□□さんが耕作をするという事でございます。△△△△さんのご主人の方が先般、お亡くなりになられまして、それまではですね他の方が耕作をされていたのですが、今回、畑が隣接しているという事で□□□□さんの方が新しく耕作するようになりました。キッチンと果樹園の方は整備されておりまして、◇◇◇◇さんも手広く農業をやられているので問題はないと思います。

《上田委員》

74番、75番でございますが、〇〇〇〇さんは農業を始めるという事でありまして、近くの知人から土地を借りてという事で何ら問題はないと思います。

《赤松利彦委員》

76番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへ利用権の新規の設定であります。何ら問題ないと思います。

《藤岡委員》

77番ですが、〇〇〇〇さんは元気に農業をやられております。更新です。

《清家委員》

失礼します。78番、これは新規で〇〇〇〇君が△△△△さんの田んぼを借りて稲を作ると事ですが、この□□□□君は◇◇◇◇地区なのですが、ここでも数少ない農業後継者の1人として頑張っているのです。これだけの土地を借り入れてやるという事は熱心にやるという事と思っておりますので何ら問題はないと思います。

《萩森委員》

失礼します。79番、80番、81番、3件とも関連です。〇〇〇〇委員がこれから利用権を設定する△△△△の□□□□さん、同じく◇◇◇◇さん、同じく〇〇〇〇さん。

新規ではございますが△△△△さんは非常に熱心な柑橘農家であります。

《中村委員》

82番ですが、〇〇〇〇の更新なので問題はないと思います。

《梶原委員》

失礼します。83番について説明いたします。利用権を設定する〇〇〇〇さんは遠方の方で、空いていた土地を△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。□□□□さんは新規就農でやる気があり問題ないと思います。

84番について説明します。利用権を設定する〇〇〇〇さんは耕作されておらず、隣接する土地を耕作している△△△△さんに耕作してもらおうという事で話がまとまりました。□□□□さんは手広く熱心に農業に取り組んでおられ問題はないと思います。

《富永委員》

85番から89番について説明いたします。

85番ですが、利用権を設定する人が〇〇〇〇さん。この人は10年来、△△△△さんが作って耕作をされているそうです。更新なので別段問題はないと思います。

86番も同じで、□□□□さんの所を◇◇◇◇さんが耕作しています。本人も丈夫でまだ耕作できるという事で大丈夫だと思います。

87番ですが、更新なのですが、〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を以前から耕作しているもので、別段問題ないと思います。

88番、□□□□さんへの利用権設定なのですが◇◇◇◇さんは体調不良により、今回ちょっと耕作できないという事で、〇〇〇〇さんが引き受けて耕作をしております、別段問題はないと思います。

89番ですが△△△△さんが以前耕作をしていただいていた□□□□さんからちょっとできないという事で探しておられたら、◇◇◇◇さんが受けてあげるという事で

委託されて、これは利用権の新規です。利用権を設定して別段問題はないと思います。

《土居和宏委員》

90番について説明いたします。利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん。更新でございます。息子さんが後を継いで熱心にやっておりますので問題ないと思います。

91番、利用権設定を受ける者、△△△△さん。農業を熱心にやっっていこうという意欲のある青年です。この91番につきましても畑なのですが、作物を作っていないくて手入れだけしてあったような所でございます、ここに野菜を作るように聞いております。ありがたいなと思いつながら現地を確認しました。

92番、利用権設定を受けるのは□□□□さんなのですが、設定をする方の◇◇◇◇さんはこれまで自分で耕作をされていたのですが、都合で人にお任せしたいという事で、〇〇〇〇さんの方をお願いするようになったという事です。

《瀧水委員》

93番についてご説明いたします。先程、事務局からご説明がありましたとおり、相続人代表として〇〇〇〇さんと設定しておりましたが、今回、息子さんの△△△△さんが相続をされまして、同じ内容で更新をいたしました。

《中尾委員》

94番、更新であります。〇〇〇〇さんは農業経営者であり、大変日頃から熱心に農業をされており何ら問題はないと思います。

《黒田委員》

95番、これは先程ありました3ページの13番。これは今度、〇〇〇〇君が作られるようになりました。ちょっと飛びますが97番も3ページにありました12番。解約案件を△△△△さんが作られるという事です。

それから95番、96番、97番とも利用権の設定を受ける□□□□さんは十分な農業設備と機械等を保有しておられ経験も実績も非常に高度な方で問題ないと思います。

《畠山委員》

98番について説明いたします。新規の案件です。利用権設定する〇〇〇〇さんは土地を相続されたという事で、耕作者を探しておられた所、△△△△さんが耕作するという事で話がまとまりました。□□□□さんは年も若く熱心に農業に取り組んでいるので何ら問題はないと思います。

《今西委員》

99番について説明いたします。更新であります。利用権設定を受ける〇〇〇〇さんは地区のリーダーで農業に熱心に取り組んでおられます。利用権設定を受ける事に問題はありませぬ。

《三好委員》

所有権移転9番、〇〇〇〇さんから△△△△さんという事で売買という事です。10番と関連して入れ替わりという形になっています。□□□□さんとも話をしましたが問題はないと思います。

《富永委員》

10番について説明します。9番と関連性があるのですが、これで売買になっているのですが土地の問題はないと思います。

《大塚委員》

11番、12番、13番について説明いたします。〇〇〇〇君が△△△△さん、□□□□さん、◇◇◇◇さんとの売買が成立いたしました。基盤強化のためだという事です。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、赤松利彦委員・玉木委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 赤松利彦委員・玉木委員退席 ・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

赤松利彦委員、玉木委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 赤松利彦委員・玉木委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和3年7月定例総会の議案を終了いたします。